

郵政民営化を考える

「隠れ負債」の解消なくして郵便事業に活路なし

切手でわかる議論の盲点

郵貯と簡保を巡る議論ばかりが目立っている。しかし、郵便事業の根幹にかかわる病巣を置き去りにして民営化は可能なのか。その答えは誰にも身近な切手から見えてくる。

池田健三郎 日本政策フロンティア専務理事

カラーコピーなどを用いて紙幣を偽造する「不逞の輩」が絶えないことから、この十一月から偽造防止効果を高めた新札が発行されるそうである。日銀券は発行体（日本銀行）のバランスシート（貸借対照表、以下B/Sと表記）では負債に計上され、多量に発行したからといって日銀の収益が増えるわけではないが、偽札師によって造られた偽造紙幣の場合は当然、彼らの負債に計上されることなく、一旦流通させて

しまえばその分がすべて「収益」となる。

ところで、郵政という公的機関を舞台に、この「不逞の輩」の所業にも似た「錬金術」が長きにわたって続けられ、郵便サービスの将来に暗い影を落としていることはあまり知られていない。そこで郵政による特殊切手（準特殊切手を含む、いわゆる記念切手）を使った「錬金術」の闇に光を当て、郵政民営化議論の盲点を摘示しておきたい。

足元で進行している「郵政民営化」という文脈において、郵便事業の「切手を巡る問題」をごく簡単に整理すると、おおむね次の三点に集約される。

①国の特別会計（郵政省・郵政事業庁）時代に濫発された切手の未使用残高が巨額の累積債務として世間に眠っている。これが現在の日本郵政公社の財務諸表に適切に反映されておらず「隠れ債務」となっている。

②公社化後の郵便切手負債の計上方法は実態よりも過小評価された不適切なものであり、今後、現金収入確保を狙った短絡的な切手濫発を誘発するリスクをはらんでいる。

③郵政民営化後に郵便切手が民間企業の商品券やプリペイドカードと同じ法的位置付けになると、民営郵便会社には莫大な供託金が課せられ、この負担が利用者に転嫁される可能性がある。

これらの諸点を中心にさらに詳しく述べていこう。

額面割れで流通する公的証票

郵便切手は本来、国民がいつでも郵便サービスを利用できるようにあらかじめ料金を支払った証しとして受け取り、後にサービスを受けようとする際に郵便物には「証票」である。例えば、家庭にある一枚の八十円切手は、郵政当局にとって、いわば八十円の「前借り証文」であり、郵便局はこの切手が

使われるときに、その額面分だけ働いて、つまり封書一通を配達するサービスで返すことになっている。

従って切手は、郵便事業が国や公社によって営まれている場合、国に対する債権を表象し、国債に準じた一種の「有価証券」の性質を持つ。当然、世間の不特定多数の個人・法人が保有する未使用切手の残高は、郵便事業の経理上は「負債」であり、保有者全員がある種の「債権者」となる。

世間に出回っている商品券がデパートにとって債務であり、ハイウェイカードの未使用残高が道路公団の負債に計上されるのと同様に、郵便局が切手を販売することは、負債の増加を意味する。また、戦前の日本占領下の朝鮮や台湾では、台紙に貼った切手が「お金」として流通した事実もある。それゆえ、切手の取り扱いには相応の財務戦略とリスク管理が伴うべきことは当然である。

しかしながら、先進国たる日本の、しかも国家に対する債権の一種である郵便切手が、こともあろうに発行者の供給過剰によって資産デフレを起こしている。

例えば今や東京五輪以降に発行されたほとんどの特殊切手は「額面が最高価値」という状況だ。当然ながらコレクターの世界だけではかえ切れずに、金券ショップに持ち込まれ、ダイレクトメール業者などに額面の七〜八割で販売されている。これがかもしも国債や財投機関の債券であつたらこの国はどうなるのか。切手という公的な証票が、額面を大幅に下回



いけだ けんざぶろう 1968年生まれ。金沢大学法学部卒。日本銀行、シンクネット・センター21主任研究員などを経て2004年から現職。浜松大学講師、切手の博物館（東京・目白）理事なども務める。監訳書に「権力奪取」。

って取引される状況が放置されていてよいものなのだろうか。

明治四年の郵便創業以来、一貫して官営独占が続けてきた日本の郵便事業の、とくに戦後の経営者は、いかにもっともらしい理屈をつけて、郵便切手を製造・発行し、一枚でも多く現金に換えるかという「錬金術」に知恵を絞ってきた。

その格好の標的は、いわゆる切手コレクターである。今日ほど趣味が多様化していなかった時代に、郵政当局が公然と「楽しみながら利廻りのよい貯金が殖える」(昭和二十二年通信省作成の広報資料)と国民をさかんに扇動したこともあって、切手収集は戦後日本の代表的ホビーとして一時代を築き、当局は大いにその恩恵に浴した。切手の「濫造濫発」が近年とくに顕著なのは確かだが、実は終戦直後からそのベースはあったのである。

当局が需給バランスをとりながら、切手が供給過剰となら

1	ギニア	426(種類)
2	リベリア	329
3	グレナダ	280
4	アメリカ	264
5	アンティグア バーブーダ	239
6	中央アフリカ	234
7	チャド	228
8	ガンビア	218
9	パラオ	199
10	モルディブ	187
11	シエラレオネ	180
12	日本	169
13	ガーナ	145
14	ドミニカ	141
15	マーシャル諸島	139

ない程度に、抑制とメリハリのきいた発行政策を継続していれば、今日ほど大きな問題になることもなかったであろう。だが、平成以降、「ふるさと切手」の呼称でいわば「第二の特種切手」として地方ごとに異なる图案の切手発行が始まった。その結果、平成二年度には特殊切手とふるさと切手の年間発行種類数が百を超えてしまった。

しかし、高コスト体質の郵便事業者が、民間宅配便業者との激しい競争の渦中で、思いのままに金額を刷り込んで印刷機を回せば回すほど、濡れ手で粟の現金が得られる、切手という「打ち出の小槌」をやすやすと手放すはずもない。彼らは、収集家による濫発批判や金券ショップにおける切手の取引動向など一顧だにせず、その後も切手をどんどん発行し続け、平成十一年にはついに年間二百四十種を超える切手が洪水のごとく追加供給されたのである。

もともと、国の会計にはB/Sという概念がないため「歳入から歳出を差し引いて黒字ならばよい」という考え方が根底にあるのは致し方ない面もある。だが、時代の流れとともに趣味は多様化し、切手ブームが未来永劫続くことはないと考えるのが常識だろう。それに、いかに切手コレクターといえども、発行される切手をすべて購入し、永久に未使用のまま退職し続けることなどありえない。

だが郵政当局はそんなことはお構いなしにせつせ

と切手を発行しては、現場の郵便局に過大な販売ノルマを課して膨大な量の紙片を現金に換えさせ、ときには掟破りの「切手を現金代わりにした郵便局備品の購入」まで推奨して、売上金すべてを「収益」に計上し、経営自体が赤字ベースの中、実態を反映しない、経理上の帳尻合わせを続けてきたのである。

日本は世界12位の濫発国

切手に関する国際比較データを作成しているドイツのミッヘル社によれば、特別会計として最後の年であった平成十四年中の日本の切手(通常切手、ふるさと切手及び特殊切手すべて)の発行種類数は表の通り濫発国の世界ランキング第十二位で、これは先進国では第四位のアメリカに次ぐ不名誉である。ちなみに日米を除く濫発上位国の顔ぶれは、自国産業の競争力が弱く郵便切手による外貨獲得に依存せざるを得ないアフリカや中米諸国がほとんどである。

だが「日本切手は広く世界に認知され、輸出品として高い人気を誇るので、里帰りして権利行使される可能性はない」というのならばともかく、稚拙な图案ミスや発行遅延が頻発する今日の日本切手の粗製濫造ぶりをみると、海外需要の拡大を期待するのは荒唐無稽というものであろう。

郵政公社化法案が審議された平成十四年夏の衆議院総務委員会における松沢成文議員(当時、現神奈川県知事)と郵政

当局との間の興味深いやり取りがある。

松沢氏は「昨年度の切手の販売について、実際に消費者が使用した切手枚数や金額はどのくらいと把握されていますか」と質した。これに対し、松井浩郵政事業庁長官(当時)は「たくさん発行していますが、退職されているものもありますので、使われているものと使われていないものについて区別したデータは持っておりません」と答弁し、実需を把握しないまま切手を発行し、売り上げをすべて収益に計上してきたことを、あつからんと認めてしまった。

これに続いて、総務省郵政企画管理局の團宏明局長(当時、現郵政公社副総裁)は「現在、切手類は、販売時に売れた分を全額、収益としております。公社化後は、企業会計原則を適用しますので、公社では切手類が使用され、郵便サービスを提供する時点で収益として計上する方向で考えています」と述べ、従来の切手の取り扱いを、公社化を機に改めると明言したのである。

そして、平成十五年四月一日、日本郵政公社が誕生し、新しい郵便事業がスタートした。では、前年の国会答弁の通り「切手類が使用され、郵便サービスを提供する時点で収益として計上する」ようになったかという点、とてもそうは言えない。郵政公社のB/Sには、いま世間にある未使用の郵便切手の残高のごく一部が「前受郵便料」という科目で負債に計上されているだけである。どうみても過小評価といわざる

を得ない。「負債額の確定は難しいのだから、できる範囲であればよい」という聞き直りともとれる状況である。

特殊切手だけで累計2兆円以上

実際の数字を確認しよう。郵政公社が発表した公社発足時のB/Sをみると、前受郵便料は五百四十五億円（負債総額の二%）。また、公社の初年度決算における今年三月末のB/Sでは、前受郵便料は前年度比約一割増の六百六億円となっている。制度上「国の特別会計時代の債権債務関係は、原則として公社に引き継がれる」ので、この前受郵便料の金額は当然、公社発足前に売った切手の未使用分を含めた金額ということになっている。

しかし、郵政公社が公表している昭和四十年年度から平成十四年度までの特殊切手の発行額は累計で実に二兆円に達する。これにはもっぱら郵便に使うために実需に合わせて発行され製造コストの低い「通常（普通）切手」や、「ふるさと切手」は含まれない。この二兆四分の特殊切手類は、コレクターなど「すぐには切手を使わない人」によって保有されている可能性が高い。もちろん、その相当割合は既に郵便に使用されたであろうが、未使用残高が五百億〜六百億円、つまり過去三十数年間に売られた特殊切手の九七%とその他の切手の一〇〇%が使い切られた、とはとても考えられない。

このようにおかしな負債の算出方式が続けられるならば、郵政公社に事実上即した適正な財務管理を期待するのは難しい。やがて財務諸表と実態との乖離がいつそう顕著になり、B/S上の負債がさほど多額でないにもかかわらず、現場では過去に販売した切手がはられた郵便物の配達ばかりが目立つようになって、現金収入が落ち込み、資金繰りが悪化しかねない。こんな財務管理が郵貯や簡保でも許されるだろうか。

投資家に背を向けられる

ところが、郵政公社発足以降も、相変わらず過剰な切手発行が続いている。こうなると、郵政公社は初めから切手の負債計上を実態よりも過少に見積もり、新切手を濫発して目先のキャッシュフローの改善を図らなければ立ち行かないのではないかとの疑念を抱かずにはおれない。

郵政公社の郵便事業部門を株式会社に移行させるには、ほかにも解決しなければならない重要な問題がある。

例えば、民営化後においては、切手が一般のプリペイドカードと同様に前払式証票の規則等に関する法律の適用を受け、民営郵便会社は未使用残高の五〇%相当額を保証金として供託させられる。この莫大な負担を郵便サービスの利用者すべてに転嫁するのは現実問題として並大抵のことではない。そもそも現在のような切手の残高算出方式をとり続けながら料

では、いったいこの数字はどうやってできたものなのか。もちろん、日本中の未使用切手を一枚一枚集計するわけにはいかない。従って推計になるのだが、総務省が設けた「郵政事業の公社化に関する研究会」の「財務会計制度ワーキンググループ」（学者、会計士など専門家七人で構成）がその「最終報告」（平成十四年七月）で示した三つの算出方式——①切手類販売所活用方式②購入スタイル・購入間隔活用方式③購入スタイル・料金計器活用方式——から郵政当局は①を選んだ。①の方式では、まず全国十五万余カ所の切手販売所（切手を扱っているタバコ店やコンビニエンスストアなど）を調査し、場所ごとに仕入れ額に対する売れ残りの割合を出した。次にその比率を単純に「消費者全体の未使用率」とみなして、滞留額すなわち負債額を算出する。

だが、明らかにこれはおかしい。まず、もともと在庫管理が厳しいコンビニの売れ残りが、なぜ一般消費者の未使用率と同一視できるのが全く分からない。そのうえ、実際の調査の際には「返品は認めない。売れ残りを出すな」という強い圧力がかけられ、販売所の在庫は極端に圧縮されたという。万一、販売所が過剰に切手を仕入れてしまい、そのわずかな割合しか販売できなければ、未使用率が高くなり、負債に計上する前受郵便料が増える。こうした事態を何としても避けたいがために、販売店に切手を供給する郵便局では在庫の圧縮と販売強化に躍起となる。

金を引き上げるなど到底消費者の理解を得られまい。

この先、郵政民営化によって「郵便」ということばが「物流」に置き換えられようとも、B/S管理の本質は変わらない。そこで最後に、世間に眠っている切手の未使用残高を算定する有効な手法を三つ提示しておきたい。

一つは、戦前の日本で実施されていた「郵便切手貯金」の復活である。未使用切手を郵便局に持っていく、そこで抹消してもらった分だけ貯金できる制度である。

二つ目は公社が株式会社化される際に新会社の株式を切手でも購入できるようにすることだ。曖昧な負債が株式（資本）に変わるので明解だ。

三つ目はつい最近、欧州通貨統合の際に使われたやり方だ。現在流通している切手に有効期限を設け、新しい切手と窓口で交換する方法である。例えばドイツの場合、一定期日まで郵便窓口を持ち込まれたドイツマルク表示の切手をユーロ表示の切手に交換した。期限を過ぎると、マルク表示の切手はただの紙切れとなった。

これらの方法を活用し、負債額をもう少しクリアにしなれば、「民営郵便会社の株式の引き受けなど恐くてとてもできない」と投資家に背を向けられることは必至だろう。まさに、「隠れ債務」の解消なくして郵便事業に活路なし、である。公社の役員員給与を「切手の現物支給」にせざるを得なくなる前に、国民的な議論を経て適正化されることを期待したい。 ㊟